

水 第 1563 号
令和8年6月18日

神奈川海区漁業調整委員会
会長 櫻本 和美 様

神奈川県知事 黒岩 祐治



くろまぐろに関する令和8管理年度における神奈川県知事管理漁獲可能量の
変更について（諮問）

このことについて、漁業法第16条第1項の規定により定めた知事管理漁獲可能量を別紙のとおり変更したいので、同条第5項で準用する同条第2項の規定により、貴委員会の意見を求めます。



くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和 8 管理年度（令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの期間をいう。）における漁業法第 16 条第 1 項に掲げる知事管理漁獲可能量を次のとおり定めたので、同条第 4 項の規定に基づき公表する。

令和 8 年 月 日

神奈川県知事 黒岩祐治

第一 くろまぐろ（小型魚）

- 1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量
56.7 トン
- 2 知事管理区分に配分する数量等
都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量のうち 4.8 トンを留保とし、残りを次の通り知事管理区分に配分する。

知事管理区分	配分する数量
神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（4 月から 6 月まで）	1.0 トン
神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（7 月から 9 月まで）	1.2 トン
神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（10 月から 12 月まで）	6.8 トン
神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（1 月から 3 月まで）	6.3 トン
神奈川県くろまぐろ（小型魚）定置漁業（4 月から 6 月まで）	13.3 トン
神奈川県くろまぐろ（小型魚）定置漁業（7 月から 9 月まで）	0.0 トン
神奈川県くろまぐろ（小型魚）定置漁業（10 月から 12 月まで）	16.9 トン
神奈川県くろまぐろ（小型魚）定置漁業（1 月から 3 月まで）	6.4 トン

第二 くろまぐろ（大型魚）

- 1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量
36.0 トン
- 2 知事管理区分に配分する数量
都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量のうち 3.0 トンを留保とし、残りを次の通り知事管理区分に配分する。

知事管理区分	配分する数量
神奈川県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業	25.1 トン
神奈川県くろまぐろ（大型魚）定置漁業	7.9 トン

8 水管第 691 号
令和 8 年 5 月 29 日

神奈川県知事 殿

農林水産大臣 鈴木 憲和

くろまぐろに関する令和 8 管理年度における都道府県別漁獲可能量の変更の
通知

くろまぐろに関する令和 8 管理年度における都道府県別漁獲可能量の変更の通知につ
いて、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 15 条第 6 項の規定に基づき、下記の表のと
おり都道府県別漁獲可能量を変更したので、同項において準用する同条第 4 項の規定に基
づき、通知いたします。

記

（表）くろまぐろに関する令和 8 管理年度における都道府県別漁獲可能量の変更の通知

特定水産資源	都道府県別漁獲可能量 (神奈川県分)	
	(変更前)	(変更後)
くろまぐろ（小型魚） ※追加配分	47.7 トン	56.7 トン
くろまぐろ（大型魚） ※追加配分	28.6 トン	36.0 トン

特定水産資源	都道府県別漁獲可能量 (神奈川県分)	
	(変更前)	(変更後)
くろまぐろ（小型魚） ※不等量交換	56.7 トン	56.7 トン
くろまぐろ（大型魚） ※不等量交換	36.0 トン	36.0 トン

**令和8管理年度におけるくろまぐろ神奈川県知事管理漁獲可能量の
漁業種類別および期間別の配分について**

1. 小型魚

変更後の漁獲可能量 56.7 トン（当初配分量 47.7 トン、追加配分量 9.0 トン）

配分方法

- ・ 漁業種類ごとの令和7管理年度の当初割当量の10%を上限として、未利用分を当該漁業種類へ優先的に割当てする。（番号1～5、7）
※令和7管理年度は未利用分無し。
- ・ 上記の優先的な割当てを実施した残りについては、令和8管理年度の当初割当量の比率により、漁船漁業等と定置漁業に按分（番号8～11）
- ・ それぞれの漁業種類における期間別の割当てについては、令和8管理年度の当初割当量のうち第2四半期～第4四半期における漁業種類ごとの比率に応じて按分（番号13～16）

令和7管理年度未利用分の令和8管理年度への繰越し (t)

番号		漁船漁業	定置漁業
1	令和7管理年度当初割当量…①	13.0	29.9
2	令和7管理年度当初割当量の10%（繰越し上限）…②	1.3	2.9
3	令和7管理年度における採捕量合計…③	19.5	43.9
4	当初割当量に対する未利用分…①-③	0	0
5	令和8管理年度への繰越し…④=①-③	なし	なし

**翌管理年度へ
優先的に割当**

令和8管理年度における追加割当ての計算

		漁船漁業	定置漁業
6	小型魚の追加割当量(t)…⑤	9.0	
7	令和8管理年度への繰越し=④	なし	なし
8	両漁業種類で按分する割当量(t)…⑥=⑤-④	9.0	
9	令和8管理年度の当初割当量(t、留保枠4.8t除く)	12.6	30.3
10	令和8管理年度の当初割当量の比率(%)…⑦	29.4%	70.6%
11	両漁業種類で按分…⑥を⑦の比率で按分=⑧	2.7	6.3
12	漁業種類別の追加割当量(t)…⑨=④+⑧	2.7	6.3
13	R8年4～6月追加分（配分なし）	0.0	0.0
14	R8年7～9月追加分（⑨を第2～4四半期の比率で按分）	0.2	1.6
15	R8年10～12月追加分（〃）	1.3	3.4
16	R9年1～3月追加分（〃）	1.2	1.3

なお、定置漁業における第1四半期では漁獲量が9.1トン超過したため、県資源管理方針の規定に従い超過分を第2四半期と第3四半期から差し引く。

令和8 管理年度くろまぐろ小型魚の漁獲可能量

知事管理区分(小型魚)		変更前	変更後	増減量
漁船漁業	第1 四半期	1.0	1.0	0
	第2 四半期	1.0	1.2	+0.2
	第3 四半期	5.5	6.8	+1.3
	第4 四半期	5.1	6.3	+1.2
定置漁業	第1 四半期	4.2	13.3	+9.1
	第2 四半期	6.8	0.0	-6.8
	第3 四半期	14.2	16.9	+2.7
	第4 四半期	5.1	6.4	+1.3
留保枠		4.8	4.8	0
合計		47.7	56.7	9.0

※参考 小型魚の当初配分における漁業種類別の分配の考え方

漁業種類、漁期ごとの漁獲可能量ともに、直近10年間の漁獲実績に応じて配分。ただし、漁期ごとの漁獲可能量は、直近の漁獲状況に応じて一部調整。

2. 大型魚

変更後の漁獲可能量 36.0 トン（当初配分量 28.6 トン、追加配分量 7.4 トン）

配分方法

- 追加配分については小型魚と同様に、留保枠には分配せず、当初配分の比率に応じて分配する。

番号		漁船漁業	定置漁業
1	大型魚の追加割り当て量(t) . . . ①	7.4	
2	令和8 管理年度における当初割当量 (t、留保枠除く) . . . ②	19.5	6.1
3	令和8 管理年度における当初割当量の比率 . . . ③	76.2%	23.8%
4	両漁業種類で按分 =①×③	5.6	1.8

変更後の令和8管理年度くろまぐろ大型魚の漁獲可能量

知事管理区分(大型魚)	変更前	変更後	増減量
漁船漁業	19.5	25.1	+5.6
定置漁業	6.1	7.9	+1.8
留保枠	3.0	3.0	0
合計	28.6	36.0	+7.4

※参考 大型魚の当初配分における漁業種類別の分配の考え方

- これまでの大型魚の漁獲実績は、漁船漁業、定置漁業ともに漁獲抑制がかかった上での実績であることを考慮して、直近3年間の最大実績値を基準に配分数量を算定。
- 漁船漁業、定置漁業ともに、R3～5年度における最大実績値を配分する。
- 各漁業種類の最大実績値を配分した後の残余分は、直近5年間の最大実績値の比率に応じて按分する。